

お客様各位

YSタンク株式会社

Eマーク付燃料サブタンク 取付け時のご注意

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社燃料サブタンクをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

首題の件、弊社Eマーク付燃料サブタンクはUN-R34(協定規則第34号)に対応するために給油口内にフラップを取付けております。

これにより給油時に給油ノズルの挿入がやや制限され、Eマークの無い燃料タンク(従来品)と比べて給油ノズルの形状によっては20mm程度高くなる場合があります。

この影響で上物架装等の状態によっては下図のように給油ノズルの挿入が困難になる場合があります。

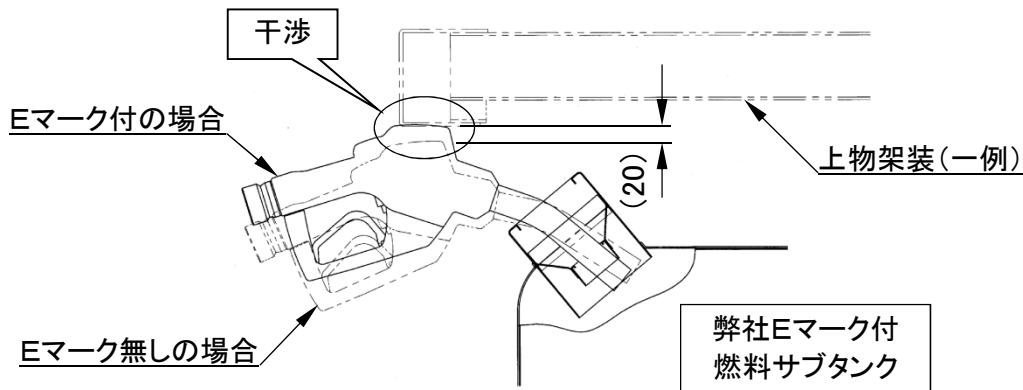
つきましては、弊社Eマーク付燃料サブタンクを車両に取付けされる場合は事前に給油に問題が無いことをご確認していただきますようお願いいたします。

今後とも弊社燃料サブタンクをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社Eマーク付燃料サブタンクへの給油ノズルの挿入状態(一例)



2. フラップを取付けている理由

Eマーク(UN-R34)の技術的要件の一つに「タンクキャップが無くなった場合の過剰な燃料漏れを防止するための対策を行うこと」という項目があります。

弊社ではこの要件を満足させるために給油口内に給油ノズルの押し込み時以外はフタとなる構造のフラップを取付けております。



給油口内に取付けているフラップ



給油ノズルでフラップを押し込んだ状態

3. Eマーク付燃料サブタンクの給油性を確保するために取付け位置の改善(変更)を行なわれる場合におきましても弊社「取付け時のご注意」の範囲内での取付けをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら弊社担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上